

中小法人・個人事業者の皆様のための

静岡県
中小企業等

事業継続応援金

特例について

中小法人・個人事業者等向け

2022年2月22日時点

静岡県中小企業等事業継続応援金事務局

※今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

特例について

特例にはどのようなものがある？ 申請方法は？

応援金の特例はA：「証拠書類に関する特例」とB：「売上減少率の算定に関する特例」があります。

A-1「証拠書類等に関する特例」とB-1「新規開業特例」のみ電子申請が可能となります。
その他の特例は**全て郵送申請**となります。

A：証拠書類等に関する特例

A-1	2019年、2020年又は2021年2月・3月を期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合	P.1	電子申請可能
-----	--	-----	--------

B：売上減少率の算定に関する特例

B-1	新規開業特例 2019年1月から2021年12月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等に対する特例	P.2	電子申請不可
B-2	合併特例 2020年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に合併した中小法人等に対する特例	P.3	
B-3	連結納税特例 連結納税している中小法人等に対する特例	P.4	
B-4	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する中小法人又は個人事業者等に対する特例	P.5	
B-5	法人成り特例 2020年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例	P.6	
B-6	事業承継特例 2020年1月以降に、事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた個人事業者等に対する特例(事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合も含む)	P.7	
B-7	NPO法人・公益法人等特例 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例 寄付金等を主な収入源とする特定非営利活動法人に対する特例	P.9	

A-1 証拠書類等に関する特例

2019年、2020年又は2021年2月・3月を期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、以下の場合、代替の証拠書類を提出の上、申請してください。

■適用条件

【法人】

2019年、2020年又は2021年2月・3月を期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合（例：收受日付印が押印されていない場合）

【個人事業主】

2019年分、2020年分又は2021年分の確定申告の義務がない、その他合理的な事由により、2019年分、2020年分又は2021年分の確定申告書第一表の控えを提出できないものと事務局が認める場合

■追加でご用意いただく提出資料

【法人】

確定申告で申告した又は申告予定の月次の売上を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの

【個人事業主】

住民税の申告書類（市町村民税・都道府県民税の申告書類）の写し（收受日付印の押印されたもの）

■代替の証拠書類の提出例（法人の場合）

例）税理士による署名がなされた申告予定の月次の事業収入を証明できる書類で代替する場合

2019年	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2021年	2021年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

確定申告が完了していない等の理由により、2021年2月の事業収入を含む事業年度の確定申告書類を提出できない。

→本特例により、**当該事業年度の確定申告で申告予定の月次の事業収入を証明できる書類（税理士による署名がなされたもの）**で代替することができます。

■売上減少率の算定例（個人事業主の場合）

2021年	月間の事業収入	年間の事業収入の合計
	30 (=360÷12)	360
2022年	2月	
	24	

※住民税の申告書類については年間の事業収入しか記載がないため、これを12で除した金額(÷12か月)を比較年の売上合計とする。

2021年の年間事業収入を12で除した金額(月平均)：360万円÷12=30万円

2022年2月の事業収入：24万円

※**2021年**同月比(売上減少割合(30万円-24万円)÷30万円×100=20%)で20%以上30%未満減少しているため交付対象となります。

B-1 新規開業特例

2019年1月から2021年12月までの間に設立した中小法人又は開業した個人事業者等であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■ 適用条件

2022年2月の売上が、**2019年、2020年又は2021年の法人設立又は開業した月から同年12月までの月平均の売上**と比較して20%以上30%未満減少していること

■ 追加でご用意いただく提出資料

【法人】

2019年、2020年又は2021年の法人設立月から同年12月までをその期間に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し

【個人】

開業年の確定申告書類の写し*、及び以下①～③のいずれかの書類

- ① 2022年2月1日以前の收受印のある開業・廃業等届出書の写し
- ② 2022年2月1日以前の收受印のある事業開始等申告書(地方公共団体が発行)の写し
- ③ 上記①②以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類(③の書類を用いる場合、交付までに通常よりも時間を要する場合があります。)

*確定申告書類の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。
白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知(メール詳細)」を添付)されていること。

■ 売上減少率の算定

売上減少率(%) = (①-②) ÷ ① × 100

①：法人設立又は開業した月から同年12月までの月平均の売上

②：2022年2月又は3月の売上

算定例

算定例) 2020年9月に法人を設立した場合

	2020年				2021年	2022年					
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2
万円						40	60	80	100	55

2020年の年間売上 280万円
月平均の売上 70万円

2022年2月の売上55万円

2020年の月平均の売上と2022年2月の売上を比較

2020年の年間売上 = 40+60+80+100=280万円

2020年の設立後月数 = 4か月

2020年の月平均売上 = 280万円 ÷ 4ヶ月 = 70万円

2022年の2月の売上 = 55万円

売上減少率 (70万円 - 55万円) ÷ 70万円 × 100 = 21%

⇒ 20%以上30%未満のため交付対象

B-2 合併特例（合併した中小法人）

事業収入を比較する2つの月の間に合併した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※2019年12月以前に合併した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2021年12月までの間に合併した場合は、P.2の【B-1 2019年・2020年新規開業特例】の適用が可能です。

■適用条件

合併後の法人における、2022年2月又は3月（以下「対象月」という）の売上が、合併前の各法人における比較年の2月又は3月（以下「比較月」という）の売上の合計と比較して20%以上30%未満減少していること

■追加でご用意いただく提出資料

合併前の各法人分に係る比較年の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し

■売上減少率の算定

売上減少率（%）＝（①-②）÷①×100

①：合併前の各法人の比較月の売上の合計

②：合併後の法人の2022年対象月の売上

算定例

算定例）2021年3月にX社とY社が合併してZ社となった場合（比較年は2020年とする場合）



①：X社とY社の2021年の2月の売上の合計＝50+50＝100万円

②：2022年の2月の売上 80万円

売上減少率：（100万円-80万円）÷100万円×100＝20%

⇒20%以上30%未満のため交付対象

B-3 連結納税特例（連結納税している中小法人）

連結納税している法人は、個別法人ごとに交付要件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■追加でご用意いただく提出資料

比較年の連結法人税の個別帰属額と個別帰属届出書と法人事業概況説明書の写し

■売上減少率の算定

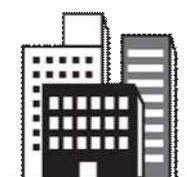
売上減少率（%）＝（①－②）÷①×100

①：比較月の売上

②：2022年対象月の売上

算定例

算定例）親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合



親会社X

資本金が
交付要件外



子会社A

- 資本金20億円
- 売上減少率
20%以上
30%未満

売上減少が
交付要件外



子会社B

- 資本金5億円
- 売上減少率
50%以上減

申請可能



子会社C

- 資本金1億円
- 売上減少率
20%以上
30%未満減

申請可能



子会社D

- 資本金1千万円
- 売上減少率
20%以上
30%未満減

- 子会社Aと子会社Bは交付要件を満たしていないので、申請はできません。
- 子会社Cと子会社Dはそれぞれ交付要件を満たすので、C社とD社はそれぞれ必要な証拠書類を提出し、申請を行うことができます。

B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた中小法人・個人事業者等）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■ 適用条件

2022年対象月の売上が、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年同月の売上**と比較して20%以上30%未満減少していること

■ 追加でご用意いただく提出資料

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等*

並びに

【法人】

2021年比較月及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の比較月の属する全ての事業年度に係る確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書の写し

【個人】

2021年比較月及び罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分（交付額の算定に用いる年と同年分）の確定申告書の写し

* 罹災証明書等：罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

■ 売上減少率の算定

売上減少率（%）＝（①-②）÷①×100

①：**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年**の比較月の売上

②：2022年対象月の売上

B-5 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

申請時点では法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※2019年12月以前に法人化した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2021年12月までの間に法人化した場合は、P.2の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

■適用条件

2020年1月以降に法人化した場合で、2022年対象月の売上が、法人化前の個人事業者における比較年同月の売上と比較して20%以上30%未満減少していること

■追加でご用意いただく提出資料

比較年の法人化前の個人事業者に係る確定申告書の写し^{*1}、並びに法人設立届出書^{*2}、又は個人事業の開業・廃業等届出書^{*3}

^{*1} 個人事業者に係る確定申告書の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

^{*2} 法人設立届出書：「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択しているもの。

^{*3} 開業・廃業等届出書：「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致しているもの。

■売上減少率の算定

売上減少率（%）＝（①-②）÷①×100

①：法人化前の個人事業者の比較月の売上

②：法人化後の法人の2022年対象月の売上

B-6 事業承継特例（1/2）

事業収入を比較する2つの月の間に**事業を承継した場合**であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※2019年12月以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2021年12月までの間に承継を受けた場合は、P.2の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

※同一の事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づく交付は一度に限るものとします。同一の当該事業を行っていた者に係る証拠書類等に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に交付された申請のみを有効とします。

■ 適用条件

事業の承継を受けた者の2022年対象月の売上が、**事業を行っていた者の比較年同月の売上**と比較して20%以上30%未満減少していること

■ 追加でご用意いただく提出資料

【事業の承継を受けた事業者】

【個人】

比較年及び対象月の事業を行っていた者の名義に係る確定申告書の写し^{*1}

並びに

①**個人事業の開業・廃業等届出書**（（1）「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること、（2）事業を行っていた者の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること（3）「開業・廃業等日」欄において開業日が**2020年1月1日から2022年1月1日の間**とされていること、（4）收受日が**2022年1月31日以前**であること、（5）收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること^{*2}）、

又は

②**上記①以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類**（事業開始年月日が**2020年1月1日から2022年1月1日までの間**にされていること、かつ、当該書類の発行/收受日が**2022年1月31日以前**）

^{*1} 確定申告書の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

^{*2} e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

B-6 事業承継特例 (2/2)

【死亡による事業承継の場合】

【個人】

比較年及び2022年対象月の事業を行っていた者の名義に係る確定申告書の写し^{*1}、並びに

以下の①・②のいずれかの書類

① **個人事業の開業・廃業等届出書**（（1）「届出の区分」欄において「開業」が選択されていること、（2）事業を行っていた者の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されていること、（3）「開業・廃業等日」欄において開業日が**2020年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末まで**の間とされていること、（4）收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること^{*2}）、

又は

② **上記①以外で、開業日、所在地、代表者、業種並びに書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類**（事業開始年月日が**2020年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末まで**の間にされていること）、

並びに

以下の①～④いずれかの書類

① **所得税の青色申告承認申請書**（（1）「5 相続による事業承継の有無」欄において「有」を選択していること、（2）相続開始年月日が**申請日以前**であること、（3）被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること、※收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること^{*2}）、

② **個人事業者の死亡届出書**（（1）「死亡年月日」欄が**申請日以前**であること、（2）「参考事項」欄において「事業承継の有無」を「有」としていること、（3）「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること）

③ **準確定申告書類の控え**（（1）死亡年月日が**申請日以前**であること、（2）氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること）

④ **医療機関が発行した死亡を証明する書類**（（1）死亡年月日が**申請日以前**であること、（2）死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること）

^{*1} 確定申告書の写し：青色申告の場合、確定申告書第一表の写し、及び所得税青色申告書決算書の写し。白色申告の場合、確定申告書第一表の写し。確定申告書第一表には收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字又は「受信通知（メール詳細）」を添付）されていること。

^{*2} e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

■ 売上減少率の算定

売上減少率（％）＝（①-②）÷①×100

①：事業を行っていた者の比較月の事業収入

②：事業の承継を受けた者の2022年対象月の事業収入

B-7 NPO法人・公益法人等特例

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに交付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。本特例を用いる場合には、交付までに時間を要する場合があります。

B-7-1 (NPO法人・公益法人等全般)

■適用条件

2022年対象月の事業収入が、比較年の同月の**事業収入**と比較して20%以上30%未満減少していること

※**事業収入**については、**寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き**、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

■追加でご用意いただく提出資料

比較年の年間事業収入が確認できるもの*1、及び対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等

*1 年間事業収入が確認できるもの

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

■売上減少率の算定

売上減少率（%）＝（①-②）÷①×100

①：比較月の**事業収入***2

②：2022年の対象月の**事業収入**

*2 月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の3事業年度前までの任意の年度の年間事業収入÷12で算出した額を用いる。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

B-7-2 (寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

- ・ 「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも交付までに時間を要する場合があります。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、**受取寄附金、受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）**も含めることができる。

要件1

寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の**比較年の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合^{*1}が50%以上**であること。

^{*1} 2019年1月から2021年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合であって、①設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合、②設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、i) 認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合による。

要件2

2022年対象月の寄附金等及び事業収益(以下「**特定事業収入**」という。)*²が、比較年同月の**特定事業収入**と比較して20%以上30%未満減少していること

^{*2} 2019年1月から2021年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の特定事業収入による。

要件3

2022年の対象月において、以下のいずれかに該当すること。

- 対象措置影響により、**事業費支出**（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が**比較年の同月比で減少していること**。
- 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、対象措置影響により、**事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること**。

※2019年1月から2021年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の事業費支出額による。

要件4

特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、**比較年における活動実績があること**。

※2019年1月から2021年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合であって、①設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し、②設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類による。

B-7 NPO法人・公益法人等特例

(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)

■ 追加でご用意いただく提出資料

(寄付金等を主な収入源とするNPO法人の場合に追加で求められる提出資料)

① 比較年の受取助成金・補助金^{*1}の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し

(確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し)

^{*1} 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。

② 2022年対象月及び比較年同月の月間事業費支出額が確認できるもの

③ 比較年の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し

※2019年1月から2021年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を比較年とする場合であって、設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、「設立当初の事業年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し」。設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、「設立当初年度の事業計画書」、及び「認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類（任意書式）」。

(補足) 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金の範囲

■ 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金

✓ 民間からの助成金等

✓ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するもの

※ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金

名称のいかんにかかわらず、国・地方公共団体の予算に基づき交付を受けた助成金、補助金のことで、補助金等適正化法を準用することが定められている以下の独立行政法人等から交付を受けたものも含まれます。

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

■ 対象外となる「国・地方公共団体からの」助成金・補助金の例

「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、以下のような、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに該当しない国・地方公共団体からの助成金・補助金を含めることはできません。

- ✓ 施設整備やIT化などの設備投資等にかかるもの
例) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金 等
- ✓ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの
例) 雇用調整助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金 等
- ✓ 研究開発等にかかるもの